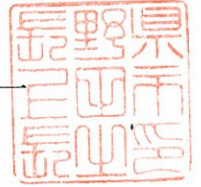


23 行革第 92 号  
平成 24 年 2 月 21 日

上田市行財政改革推進委員会会長 様

上田市長 母袋 創



上田市行政委員会等の委員報酬の見直しについて（諮問）

地方自治体の行政委員会は、執行機関として政治的中立性を確保する観点から、法律に基づき設置されるものであり、行政の公正性を確保する重要な役割を担っています。

各委員会等の委員の報酬は、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項において「その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」と規定しています。

上田市の行政委員会等の委員の報酬は、合併時の検討の結果、旧上田市の額を新市の条例で規定したのですが、合併以降 5 年を経過し、社会情勢の変化や市民の御理解を十分に得られる報酬水準や体系になっているのか、あらためて見直す時期になっています。

また、近年、「行政委員の月額報酬の差し止めと報酬の日額制への改正」を求める住民監査請求及び住民訴訟が相次いだことから、課題としても提起されています。

このような状況を踏まえ、地方自治法の趣旨にのっとり適正、公正で市民に対して十分に説明可能な合理的なものとなるよう、適切かつ柔軟に対応する必要があると判断したことから、「上田市行政委員会等の委員報酬の見直し」について諮問いたします。

## 1 見直し対象とする行政委員会等の委員の報酬

上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第8条及び別表第4の委員会等の委員の報酬とする。

区 分		報酬の額	
教育委員会の委員	委員長	月額	99,300円
	委員	月額	75,000円
選挙管理委員会の委員	委員長	月額	66,800円
	委員	月額	48,500円
公平委員会の委員		年額	51,500円
非常勤の監査委員	識見を有する者の中から選任された委員	月額	94,600円
	議会の議員の中から選任された委員	月額	48,200円
農業委員会の委員	会長	月額	91,800円
	会長代理	月額	56,300円
	部会長	月額	46,900円
	部会長代理	月額	43,400円
	委員	月額	42,800円
	選任による委員で議会の議員を兼ねる者	月額	33,400円
固定資産評価審査委員会の委員		年額	48,500円
固定資産評価員		日額	10,400円

## 2 諮問内容

項 目	概 要
① 年額・月額制から日額制へ移行するための判断基準	職務の性質、職責、支給対象とする業務範囲、委員会外で行う調査等の業務などから、日額制への移行の可否を判断すべき考え方
② 日額の算出基準	報酬の年額及び月額から、日額へ変更する際の額の算出方法の考え方
③ 上記①及び②を踏まえた報酬の額(案)	